

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

短期前払費用と消費税

Q: 私は個人で事業を営んでいます。平成8年12月末に平成9年1月から12月分の家賃を支払うことになっていますが、4月から12月分については、消費税が5%で請求されています。

この場合の消費税の取扱いを教えてください。なお、家賃については支出した年に必要経費として処理しています。

A: 税率5%適用部分について、3%相当額しか仕入控除できないケースを救済するため、暫定的措置として繰延べ処理が認められることになりました。

【解説】

所得税、法人税上、役務提供の対価を短期前払費用処理している場合、前払費用に係る消費税についても、支出期において仕入税額控除を行うこととされていますので、個人事業者及び9年3月期以前に決算期を迎える法人にあっては、税率5%が適用される「適用日(9年4月1日)以後の期間に対応する部分」について3%相当分しか仕入税額控除できないケースが生じることになります。

そこで、税率引き上げに伴う暫定的措置として、所得税、法人税において短期前払処理を行っている場合でも、消費税においては、前払費用部分に係る消費税を仮払金として翌期に繰延べ、翌期において仕入税額控除する処理が認められることになりました。

